

発行：東京不動産政治連盟

〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-2-5 飯田橋メインビル 3階
電話 03-3264-5320(代) FAX03-3264-7148
発行人：瀬川信義 編集人：谷川芳郎、大溝武
発行日：平成 24 年 3 月 15 日

東

不動産業者と会員を結ぶ
コミュニケーション誌

政

連

INDEX

- ・海江田万里元経済産業大臣との対談①～③
- ・東政連活動報告(平成23年2月～)④⑤
- ・平成24年度税制改正大綱⑥
- ・不動産ニュースクリップ⑦
- ・ホームページのご案内ほか⑧

対談

海江田万里
元経済産業大臣



前列左から瀬川会長、海江田万里元経済産業大臣、後列左から白又幹事長、池田会長、谷川広報委員長(於：衆議院第一議員会館)

消費税問題

軽減税率でなく、住宅取得控除の拡充を

消費税で車が買える

瀬川東政連会長(以下、瀬川)：

本日はお忙しい中、お時間いただきましてありがとうございます。まずは、私どもの大きな関心事であります消費税について、先生のお考えをお聞かせください。

海江田元経済産業大臣(以下、海江田)：昨年末、私は民主党税制調査会の筆頭副会長として議論を重ねてまいりました。

一つは、不動産に対する消費税の適合性についてですが、本来土地や建物に対する課税が、いわゆる普通の物やサービスと同じように、消費されるものと本来同じでいいのかわかることは、かなりの議論がありました。消費税が導入されて20年以上になりますが、

私はその前から土地・建物に「消費税は無理だ」と主張してきました。

その間、スクラップ&ビルドもありましたが、ハウスメーカーも1000年住宅、2000年住宅という形で技術革新を進めながら、多くの住宅を供給しているわけです。例えば、建売住宅などで建物価額が3000万円とすると、10%は300万円ですから、車を買ってしまうわけです。車は買わずとも、いわゆる家具調度品を買っていただくのが、できなくなってしまうわけです。

軽減税率の適用や、一度に払うのではなく分割法など財務省とも随分やり合っています。財務省が考えているのは、住宅取得控除を拡充することです。併せて、皆

さまざまからも随分陳情を受けている不動産流通税の軽減。これは経済の大原則ですが、お金が回って、流通して初めて経済が温まり、熱を帯びてくるわけです。新年会でもお話ししましたが、やはり登録免許税や印紙税にはなんとか風穴を開け、ご負担を軽減したいと思っています。

住宅は耐久消費財ではない

瀬川…消費税の問題は、我々も非常に注目しています。いろいろな国会の先生方に聞いても、具体的にはまだ何も出てきていないという。決して消費税率を上げること自体は、今の状況を考えれば、反対するわけにもいかないでしょう。住宅は耐久消費財ではなく、



海江田元経済産業大臣

社会的資産だという考えた方をぜひ進めていただきたい。海江田…その通りです。だから、外国でも住宅は非課税にしているところはたくさんありますね。谷川広報委員長…アメリカなどは消費税がなく、州法によつて小売売上税が定められています。他国と比べてどうというより、やはり消費を冷やさないようにしたほうがいいのでは。日本がギリシヤのようになるわけにはいかないし、必要なものは必要です。我々の立場から言うと、負担できないものを、「これだけだ」と言われても、やはり景気を冷やさないようにすることに繋がります。

海江田…そうですね。「一挙に5%から10%に上げてしまえ」という声もありましたが、やはり駆け込みが終わり、駆け込みが終わった後の冷え込みがあるので、



瀬川会長

8%から10%へと2段階にしたのですが、それでも駆け込みみと、駆け込み後の冷え込みはあります。大きな取引は大体2015年までに全部やつてしまおうとなれば、その後、2016年から消費税不況が来ないとも限りません。やはり、これは世の中全体の景気を良くして消費税のショックを吸収するしかないわけですから。

今年の内需の年、流通市場を育成

白又幹事長（以下、白又）…先生に「釈迦に説法」ですけど、土地なり、住宅は

内需で動いていますから、増税は逆に税収も少なくなるのではないかと思えます。今後の景気対策をお聞かせいただけますでしょうか。

海江田…はい、今年は復興需要があり、20年ぶりくらいにまさに内需が日本経済を引っ張っていくのです。円高、ヨーロッパの経済危機は残っています。その意味から、外需に依存することになると、結局雇用も失われてしまいます。これを契機にもう一度、内需の重要性というものを考えなければいけないと思っています。そして内需の柱は住宅です。ハウスメーカーにも長持ちする家を作ってもらわなければいけない。それから流通市場。適正な価格、特に中古住宅を適正な価格で売り買いできる流通市場の育成が必要でしょう。国交省のみならず、国全体としてかなりの力を入れていいと思いますよ。



池田会長

都市の相続を考える

池田会長…ご承知のように、アメリカは新築住宅より中古住宅の流通が圧倒的に多いですね。少しマクロな視点での話ですが、日本は持ち家主義で、宅地化をし、建売りやマンションを増やし続け、その結果、多くの空き家が残る状況が本場にいいのだろうか。これまで日本は、持ち家政策にあまりにも重点を置きすぎたのではないのでしょうか。

それともう一つ、相続税。東京都に限らず、全国5大都市の都市農家が持っている屋敷、林は結局切り売り（物納）をしなければなりません。だから、相続税を強化することは緑を減らし、建売りやマンションを増やすことに繋が



平成 24 年 2 月 3 日衆議院第一議員会館にて

ります。緑というものは、所有者だけでなく、その地域の人も共有できるものですね。私たちの利益で言うと、相続が出て、宅地が活性化するほうが流通にはいいのですが、これは逆に、先生のおっしゃる、自分の利益ではなく「国民のため」「都民のため」という考え方をすれば、都市における相続とは何かという観点で贈与税や相続税を考えていただきたい。

がつていると思います。やはり、かつての自民政権下の持ち家政策というのは、サラリーマンが家を持つと、当然ローンを借り、ローンに縛られれば、無茶もせず平穏な生活が送れるという流れだった。確かに、右肩上がりの時代は良かったが、時代は変わったということを認識することが必要でしょう。これは誤解されると困りますが、掘り下げると、そもそも土地を所有することにこだわる必要があるのか、ということに行き当たります。

自然との共生を大切に アジアの旧暦

海江田…例えば、アジア全体で考えますと、旧正月に休まないのは日本ぐらいのもので、韓国はもちろん、中国、台湾、シンガポール。ベトナムでは「テト」といって、かなり盛大に旧正月を祝います。実は、旧暦や農暦というのは、自然を非常に大切にしているのです。漢詩に出てくる



長幹事又白

これは資本主義を否定するものではなく、いわばアジア的な資本主義。

れども、正月にみんな年賀状で春でもないのに「新春を寿ぐ」と書く。寒くしょうがないね。(笑)
一番可哀そうなのは子どもたち。七夕は7月7日ですが、新暦だと未だ梅雨の最中です。だから、織姫と彦星はデートできない。子どもたちが大空の天の川を見て、夢を膨らませることができません。
だから、なぜアジアの他国が旧暦なのかと考えると、自然と共生しているからです。土地も「自分だけで所有してはならない」ということで、台湾などは三民主義で、孫文さんの教えから「持たず利しよう」と。香港の土地は全て定借です。日本もアジア的な考え方を導入してもいいのではないかと思います。

外国人の土地買い占め問題

瀬川…実は先生とお会いするときに関係者からこの話だけはおいてもらいたいとあったのは、外国人の土地買い占め問題。今まで水の問題(水利権問題)、銀座に代表されるビル買い占めは注視してきましたが、他にこんな例がありました。先日、ある別荘地を業者が買い、その隣の贖本を見たら外国人だったのですが、境界査定で両者の印鑑が必要なの



長委員報広川谷

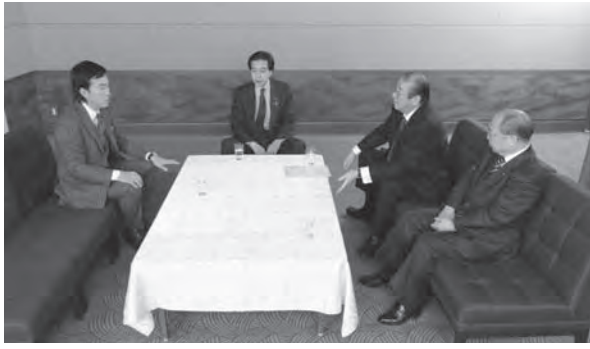
になかなかつかまらない。海江田…こちらにいないわけでしょうか？
瀬川…ええ、日本にいない。話が進まなくて困っています。これは一つの例ですが、各地でこのような問題が起きているのではないかと。どこの国にも、外国人が土地を取得する場合の規制というものは、何かあるわけです。日本は、少し希薄なのではないでしょうか。
海江田…なるほど。どのような形でやるか、経済を冷やさないで、それで守るべきものは守るといふ観点から、土地政策を考える必要がありますね。頭をつかって解決しなければいけない問題がたくさんあるな。(笑)
白又…本日はありがとうございます。

東政連活動報告

平成23年

■2月2日

ANA インターコンチネンタル東京にて、瀬川東政連会長、池田都宅協会会長、白又東政連幹事長が自民党衆議院議員石原幹事長と対談し、本連盟の要望と日頃のご支援ご協力を感謝しお礼を申し上げます。



左から石原自民党幹事長、白又幹事長、瀬川会長、池田会長

■2月18日

東京都各種団体協議会を代表して正副代表世話人（瀬川会長は副代表）8名が石原東京都知事と面談し四選の出馬要請をしました。



東京都各種団体協議会 石原都知事への出馬要望活動

■3月9日

東京都知事の立候補表明はしておりませんでした。各種

団体協議会並びに東京不動産政治連盟は、東京都知事候補（立候補した場合）として石原慎太郎氏を正式に推薦する決定をしました。

■3月11日

石原慎太郎氏が都議会本会議で、四選出馬を表明しました。

午後2時46分、東日本大震災発生

■4月10日

東政連が推薦・支援してきた石原慎太郎候補が圧勝しました。

■4月18日

瀬川東政連会長、池田都宅協会会長、中坂都宅協会会長は、義援金お届けの後、震災で大きな被害を出した宮城県名取

市閑上地区の惨状を視察しました。

■5月26日

京王プラザホテルにおいて16時より第38回年次大会が開催されました。



第38回年次大会（京王プラザホテルにて）

■7月3日

7月3日、4日の2日間に渡り、東日本大震災の被災地視



土石と雑草だけが残る仙台空港周辺

察を実施しました。当日は瀬川東政連会長、池田都宅協会会長はじめ東政連副会長、幹事、監査の総勢34名が参加しました。

■7月11日

大神宮会館にて、瀬川東政連会長、池田都宅協会会長、白又東政連幹事長、谷川広報委員長が自民党衆議院議員小池総務会長（当時）と対談し、不動産流通活性化のための施策や今後の住宅のあり方についてお話を伺いました。



前列左から池田会長、小池百合子自民党総務会長（当時）、瀬川会長、後列左から谷川広報委員長、白又幹事長

■ 9月7日
東京不動産政治連盟並びに（社）東京都宅地建物取引業協会として「平成24年度東京都予算等」に対する要望書を都議会自民党、民主党、公明党へ提出し、ヒアリングを開催いたしました。

■ 9月12日
加藤公一衆議院議員、小林興起衆議院議員 都議会議員出席のもと、都市センターホテルにて、平成24年度国家予算を含めたヒアリングが開催され要望事項を提出しました。



都議会自民党ヒアリング



都議会民主党ヒアリング

■ 9月27日
都連所属国会議員並びに選挙区支部長出席のもと自民党本部にて、平成24年度国家予算を含めたヒアリングが開催さ

要望・陳情、署名活動…全国で一致団結して推進した活動の記録

■「賃貸住宅居住安定化法案」廃案に至るまでの署名・陳情活動（平成22年～23年）

- 平成22年
 - 9月27日 三団体合同正副会長会議で、全国で署名活動を実施することを決定
 - 10月4日 各都道府県不動産政治連盟へ署名を依頼
 - 10月13日 公明党の国土交通委員会委員へ要望書を提出【写真①】
 - 10月18日 自由民主党・福井照衆議院議員（国土交通委員会理事）へ要望書を提出
 - 10月19日 自由民主党・山本公一衆議院議員（国土交通委員会理事）へ要望書を提出
 - 10月26日 署名第1次締切り（署名人数4万1,654名）
 - 10月29日 国会議員（民主党・自民党・公明党の各国土交通委員会・理事8名）へ署名簿提出
 - 11月4日 民主党企業団体連盟へ要望
 - 11月9日 民主党企業団体委員会（山根隆治企業団体対策委員長、中川治企業団体対策副委員長）へ岡田幹事長宛ての要望書を提出【表面写真】
 - 11月10日 各党提出用締切り（署名人数12万5,421名）
 - 11月22日 民主党本部へ署名簿提出
 - 11月24日 自民党国土・建設関係団体委員会（佐藤信秋委員長）へ署名簿・要望書を提出【写真②】
 - 11月25日 みんなの党との懇談会で陳情【写真③】
 - 11月25日 公明党国土交通部会（長沢広明部会長）へ署名簿・要望書を提出【写真④】
- ★最終署名人数、12万9,634名に★
- 12月3日 第176回（臨時国会）閉会、23年通常国会以降継続審議になる
- 平成23年
 - 6月29日 全政連第41回年次大会で活動計画重点項目として再決議
 - 民主・自民・公明の家賃控除国会議員の主要メンバーに対し、継続して要望活動を行う
 - 10月28日 民主党企業団体対策委員へ再要望【写真⑤】
 - 11月15日 自由民主党へ再要望【写真⑥】
 - 11月21日 民主党不動産団体議員連盟・第4回会合で再要望
 - 11月21日 公明党へ再要望【写真⑦】
 - 12月9日 第179回臨時国会で審議未了により廃案



写真① 公明党へ要望書提出



写真② 自民党へ要望書提出



写真③ みんなの党に陳情



写真④ 公明党へ要望書提出



写真⑤ 民主党へ再要望



写真⑥ 自民党へ再要望



写真⑦ 公明党へ再要望



都議会公明党ヒアリング

れ要望事項を提出しました。

■ 12月9日
賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」が、平成23年12月9日の衆議院国土交通委員会理事会上において「廃案」となりまし

都議陳情活動、署名活動が国を動かした
（写真…全政連製作のチラシ）

た。東政連が起点となり全国的に署名活動を行った結果、13万余のご署名を頂戴し、その後、本連盟の全国組織や関連団体を交え、各政党や議員団に陳情活動を行いました。（左写真）

平成24年度税制改正大綱

平成24年度税制改正大綱が昨年12月10日に閣議決定されました。全政連とも協働しながら政府および都・区議会ほか関係団体へ要望活動を行った結果、適用期限を迎える各種税制特例の延長や軽減措置が盛り込まれました。なお、今後の国会審議動向により変更する場合がございますので、予めご了承ください。

1 拡充のうえ適用期限が延長されるもの

住宅取得等資金の贈与を受け
た場合の贈与税の非課税制度

非課税枠が上図のとおり拡充され、適用期限が平成26年12月31日まで延長されます。

⑤ 新築住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置について、土地取得後住宅新築までの経過年数を3年（本則2年）とする特例措置：2年延長

⑥ 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置：3年延長

⑦ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等：2年延長

⑧ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等：2年延長

2 適用期限が延長されるもの

① 新築住宅に係る固定資産税の減額措置（2分の1に減額）：2年延長

② 宅地評価土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（2分の1に減額）：3年延長

③ 土地・住宅に係る不動産取得税の軽減税率：3年延長

④ 不動産取得税の税率（本則4%）土地・住宅3%に軽減

④ 新築住宅を宅建業者が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）

を経過した日とする不動産取得税の特例措置：2年延長

（改正案）譲渡資産の譲渡価格：1・5億円以下

3 一部内容が見直されるもの

① 特定の居住用財産の買換えに係る長期譲渡所得の課税特例措置（課税の繰延）：一部見直しのうえ、2年延長

（現行）譲渡資産の譲渡価格：2億円以下

（改正案）譲渡資産の譲渡価格：1・5億円以下

② 長期保有土地等（所有期間10年超）を譲渡し、新たに事業用資産に買い換えた場合の特例（80%の課税繰延）：対象となる買換資産について一部要件を見直しのうえ、3年延長

③ 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1500万円特別控除：適用対象を見直しのうえ、3年延長

④ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定長期優良住宅を新築した場合における各種特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税、所得税）：一部見直しのうえ、2年延長

⑤ 土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置：住宅用地については縮減

4 新たに創設される措置

低炭素まちづくり促進法（仮

称）の制定に伴い、一定の認定省エネルギー住宅の新築・取得等について以下のような特例措置が講じられます。

●住宅ローン減税の拡充

居住年	控除期間	住宅借入金の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年間	一般住宅が3,000万円のところ →4,000万円に拡充	1%
平成25年	10年間	一般住宅が2,000万円のところ →3,000万円に拡充	1%

●登録免許税の軽減税率

（所有権の保存登記）	一般住宅が0.15%のところ → 0.1%に緩和
（所有権の移転登記）	一般住宅が0.3%のところ → 0.1%に緩和

現行	改正案
〈非課税枠〉 1,000万円	〈非課税枠〉 ① 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅の場合 平成24年中の住宅取得等資金贈与 1,500万円 平成25年中の住宅取得等資金贈与 1,200万円 平成26年中の住宅取得等資金贈与 1,000万円 ※ 東日本大震災の被災者については、25年中、26年中の贈与についても、1,500万円まで非課税 ② ①以外の住宅（一般住宅）の場合 平成24年中の住宅取得等資金贈与 1,000万円 平成25年中の住宅取得等資金贈与 700万円 平成26年中の住宅取得等資金贈与 500万円 ※ 東日本大震災の被災者については、25年中、26年中の贈与についても、1,000万円まで非課税
〈住宅の床面積〉 50㎡以上	〈住宅の床面積〉 東日本大震災の被災者を除き、50㎡以上240㎡以下

東政連ニュースクリップ

数多くある不動産関連記事の中から、東政連の活動に関係の深いものをダイジェスト形式で集めました。なお、より詳しい内容や誌面の都合上、掲載できなかったトピックスなどは東政連ホームページで公開しています。

今すぐクリック

東政連

検索

東政連ホームページ <http://tou-seiren.jp/> 会員ログイン ID: member-seiren PW: member

暴力団排除条例と 不動産業界の取り組み

平成 23 年 10 月に東京都と沖縄県が暴力団排除条例を施行したことで、全 47 都道府県に同様の条例が施行されるなど、暴力団排除に向けた取り組み強化の気運が高まりました。不動産業界においては、平成 23 年 6 月に、不動産流通 4 団体(全宅連・全日・FRK・日住協)が、不動産取引の契約書(売買・媒介・賃貸住宅)のモデル条項として、暴力団等反社会的勢力排除条項を定め、各団体において導入しました。

また、不動産協会が、同年 9 月大手デベロッパー向けに売買契約・賃貸借契約における社会的勢力排除のためのモデル条項を定めるなど、業界を挙げて反社会的勢力排除に取り組んでいます。

東京都が提供している 応急仮設住宅の入居期間延長

東日本大震災による福島県、宮城県及び岩手県からの避難者の方々に対し、東京都ではこれまで被災県からの要請に基づいて、応急仮設住宅として都営住宅等及び民間賃貸住宅を提供してきました。

都営住宅等はこれまで全ての受入世帯で平成 24 年 7 月末までとしていた入居期間を、「**入居日から 2 年間**」に延長、同様に民間賃貸住宅これまで当面 1 年間としていた入居期間が**2 年間に延長**されました。(住宅提供者の事情により、他の住宅に転居する場合あり)

業協会が 4 月から公益社団法人に

東京都宅地建物取引業協会は平成 24 年 4 月 1 日より公益社団法人に移行します。昨年、業協会は 8 月 30 日付で東京都知事に公益社団法人への移行認定申請を行いました。その後、東京都知事からの諮問を受け、公益社団法人移行認定基準適合の可否を審査する、東京都公益認定等審議会は 11 月 28 日、業協会が公益社団法人としての認定基準に適合している旨を東京都知事に答申しました。

業協会は、答申に基づき東京都知事の認定を受け、平成 24 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行します。

宅地建物取引主任者を“士業”に、 民主党議連が署名活動

民主党不動産団体議員連盟(会長 石井一参議院議員)は、不動産業界団体が参加した平成 23 年 11 月 21 日の会合で、法改正を視野に「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」への名称変更に向けた署名活動を衆参両議院で始めることを明らかにしています。

同議員連盟は、改正の理由として、宅建主任者は取引の相手方に対する重要事項説明など、宅建取引に関わる紛争を防止する上で重要な業務を行っており、買主の信用に足るのが求められることや、紛争が起こった場合、重い責任を負う可能性があることを指摘。主任者になるための資格試験は、難易度が高く、長年の経緯があることから合格者に対する社会的評価が高まっているためとしています。

東京不動産政治連盟

不動産業界の明るい未来を築き
中小不動産事業者を守るため
東京不動産政治連盟は活動しています

今すぐクリック
東政連 検索

▲ トップページ

● 東政連のホームページがますます充実

東政連ではホームページを公開しています。本連盟の概要・沿革や組織編成等がご覧いただけます。さらに機関誌「東政連」のバックナンバーの閲覧・ダウンロードも可能です。また、会員ログインにより、本連盟の活動履歴や政治資金規正法 Q&A 等もご覧いただけます。

東政連ホームページ <http://tou-seiren.jp/>
 会員ログイン ● ID member-seiren ● PW member

入会案内

「東政連では、新規入会者を募集しております」

東京不動産政治連盟（東政連）は、昭和 49 年に社団法人東京都宅地建物取引業協会が母体となり、会員の総意により組織されました。国民の住環境の向上と中小不動産業者の権益擁護、社会的地位の向上を図るために、公益法人業務では制約がある政治活動を行う目的で結成されました。東政連は、一党一派に属さず、会員自らの手で業界の進路を拓く政治活動を唯一の業務とした組織です。ご一緒に東政連で政治を動かしましょう。

〈入会手続と費用〉

東京不動産政治連盟（個人）
 入会時賛助金…200,000 円
 年会費…3,000 円

- ① 都宅協に入会すると同時に、東政連への入会手続をお願いしております。
- ② 入会申込みは、入会申込書で行います。
- ③ 入会費用は、上記となります。
- ④ 入会手続は、あなたの事務所所在地の支部を通じて行っていただきます。

※なお、詳しい内容につきましては東政連事務局までお問い合わせください。

〈ご意見募集〉

東政連では、広報紙「東政連」に関する皆様からのご意見・ご要望を募集しております。「こんな情報を掲載してほしい」「〇〇に関して詳しく教えてほしい」など、具体的に内容を明記のうえ、東政連事務局 FAX (03-3264-7148) までお送りください。お寄せいただきましたご意見・ご要望は、今後の東政連運営に役立たせてまいります。

東京不動産政治連盟
 〒102-0071
 東京都千代田区富士見 2-2-5 飯田橋メインビル 3 階
 TEL.03-3264-5320 / FAX.03-3264-7148
<http://tou-seiren.jp/>

東京都における 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を義務化

東京都では平成 23 年 4 月、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例及び同条例施行規則が施行されました。①敷地が接している②昭和 56 年 5 月以前の建築物③道路幅員の 2 分の 1 以上の高さの 3 項目全てに該当した建物が特定沿道建築物とされ、所有者等に耐震診断や耐震改修の実施状況についての報告が義務付けられます。平成 24 年 4 月 1 日から耐震診断の実施義務化が開始される予定です。

詳しい内容は、東京都耐震ポータルサイト (<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

東京都都市整備局

東京の決断

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を義務化

大地震から首都東京を守るために

東京都では、今後30年以内に大地震が発生する確率は70%と予測されています。震害被害の拡大、人命被害、交通麻痺、都市機能の低下など、大規模な被害をもたらす。建築物の耐震による被害軽減を図ることは、都市の安全と発展を守ることに、首都東京の高度な水準を維持するために極めて重要です。このため、国土交通省、特に東京都庁舎等「特定緊急輸送道路」として指定し、その沿道に接する建築物の耐震診断を義務化し、耐震改修の促進を図ります。【権利関係なし】 敷地は、建築物の敷地と接する建築物の敷地と重複して指定し、重複指定は行いません。

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

- 平成23年 6 月 28 日 特定緊急輸送道路の指定
- 平成23年 10 月 1 日 耐震化状況の報告義務の開始
- 平成24年 4 月 1 日 耐震診断の実施義務の開始

東京都 都市整備局 市街地整備部 建築企画課 TEL. 03-5348-3362 東京都耐震ポータルサイト <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

東京都都市整備局

「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」 特定緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路（延長約 2,000km）のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路を、特定緊急輸送道路に指定しました。（延長約 1,000km）

特定緊急輸送道路
 一般道路
 緊急輸送道路以外

（参考）
 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化義務化区域

※1）詳細については「東京耐震ポータルサイト」(<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。
 ※2）この図は、国土交通省の指定する緊急輸送道路、特定の緊急輸送道路を示しています。

東京都 都市整備局 市街地整備部 建築企画課 TEL. 03-5348-3362 東京都耐震ポータルサイト <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

平成 24 年各種選挙日程 (平成 24 年 2 月現在)

月	区分	定数	告示	投票	任期
4	目黒区長		24.4.15	24.4.22	24.4.24
5	福生市長		24.5. 6	24.5.13	24.5.20
	奥多摩町長		24.5.15	24.5.20	24.5.23
6	港区長		24.6. 3	24.6.10	24.6.27
7	狛江市長		24.6.17	24.6.24	24.7. 6
8					
9					
10	利島村長				24.10.14
	利島村議会議員	6			24.10.23
	昭島市長				24.10.20
11	荒川区長				24.11.13
12					